## 新型コロナウイルス感染症への対応状況について

新型コロナウイルス感染症拡大防止による、度重なる行動制限や人流抑制措置が講じられる中で、県立都市公園では、指定管理者の協力や公園利用者の理解を得ながら、一部施設の利用休止等の措置を講じてきた。

## 1 施設の利用休止と利用の抑制

- ○屋外施設・有料運動施設の休止
  - ・保土ケ谷公園、三ツ池公園、辻堂海浜公園ほか4公園において、施設の利用を休止
- ○駐車場の閉鎖
  - ・市町からの要請に基づくエリアマネジメントとして、横浜市内の3公園を除く各公園で駐車場を閉鎖
- ○利用促進イベントの中止、お花見時期の宴会自粛、マスク着用等
  - ・全公園において実施

## 2 感染防止対策

- ○施設管理における対策
  - ・運動施設内の手すりやドアノブ、ベンチや棚等の消毒、窓口での飛沫感染防止の ための遮蔽シートの設置、屋内施設の換気の徹底、園路や窓口での離隔表示、休 憩ベンチの間引き 等
- ○公園利用者への対応
  - ・施設利用時の体調管理チェックシートの提出依頼と保管、施設利用時の検温実施、 感染状況確認アプリへの登録案内、園内放送や看板による感染拡大防止の協力依 頼、ホームページでの情報発信 等

## 3 公園の維持管理・運営への影響

- ○公園利用者数の減少
  - ・感染が拡大した令和2年度の利用者数は、過去5年間 の平均利用者数から約250万人減少し、約1,100万人/ 年となった。
    - ※公園別では、遠隔地や運動施設を有する公園は減少し、身近で開放的な空間として手軽に散策ができる公園は増加した。
  - ・ 令和3年度には、前年度比で約50万人増加し、回復傾向が見られる。



- ○利用形態の変化
  - ・少人数、自家用車での来園、短時間の滞在、健康維持の場としての活用 等
- ○指定管理者の収入減
  - ・有料運動施設や有料駐車場の休止など、施設利用の抑制による収入減や感染防止 対策の実施による支出増が生じた公園については、指定管理料の補填を実施。